

# 「岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖環境保全条例の一部を改正する条例」原案に対する県民意見等の募集結果について

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖環境保全条例の一部を改正する条例」原案について、パブリック・コメントにより広く県民の方々から意見等を募集したが、その結果は次のとおりである。

## 1 意見等の件数

5件（4人）

## 2 意見等の概要と県の考え方

別紙のとおり

なお、岡山県のホームページに掲載するほか、環境管理課、県政情報室、各県民局・地域事務所、県立図書館及びきらめきプラザに備え付ける。

## 3 今後のスケジュール（予定）

平成23年2月 県議会へ提案

3月 改正条例公布

4月 関係法令の施行日に施行

## 4 意見募集の方法等

平成22年12月14日（火曜日）から平成23年1月13日（木曜日）まで、次のとおり意見を募集した。

### (1) 原案の公表方法

岡山県のホームページに掲載したほか、環境管理課、県政情報室、各県民局・地域事務所、県立図書館及びきらめきプラザに備え付けた。

### (2) 意見募集方法

電子メール、電子申請、郵送、ファクシミリにより募集した。

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例及び岡山県児島湖環境保全条例の一部を改正する条例」原案に対する県民意見等の募集結果について

	意見等（要旨）	県の考え方
1	ばい煙濃度、排出水濃度の記録は必要であるが、その不備に対する罰則については、他の法令と整合を図るべきである。	関係法令との整合を図って規定しています。
2	「有害ガスに関する規制」について、「ばい煙に関する規制」と同様に排出基準超過に対する対策を強化すべきである。	「有害ガスに関する規制」についても、排出基準に適合しない有害ガスを継続して排出するおそれがあると認められるときに改善命令等ができるように、ばい煙に関する規制と同様の強化をしています。
3	ベンゼンを排出する事業者の氏名等の公表について、「公表する」から「公表できる」ように改正するのは、後退ではないか。	現在も公表する場合は、行政手続法上の手続きを踏まなければならないとされており、その内容を改正の条文に盛り込んだもので、現状と変更はありません。
4	有害物質又は油を含む水の公共用水域への排出、地下への浸透に係る事故時の措置について、新条例案では、「油を含む水」が削除されているが、規制緩和になるのではないか。	新条例案においては、「排水基準に適合しないおそれがある水」の中に「油を含む水」を含むこととしており、事故時の措置に変更はありません。
5	地下浸透に係る事故時の措置について、規制物質が有害物質のみとなっているのはなぜか。	有害物質による土壌、地下水の汚染が、特に、生活環境への影響が大きいことから、有害物質について、事故時の措置を規定したものです。

<p>3</p> <p>(指定事業者の氏名等の公表)</p> <p>第五十条 知事は、指定事業者が第四十四条第一項若しくは第四十六条第二項の規定による報告又は第四十五条第一項の規定による届出をしなかつたときは、その旨並びに当該指定事業者に係る第四十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該指定事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>(指定事業者の氏名等の公表)</p> <p>第五十条 知事は、指定事業者が第四十四条第一項若しくは第四十六条第二項の規定による報告又は第四十五条第一項の規定による届出をしなかつたときは、その旨並びに当該指定事業者に係る第四十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公表するものとする。</p>
<p>【説明】</p> <p>指定事業者 指定地域内において、ベンゼン等排出施設を設置している事業者</p> <p>指定地域 ベンゼン等の大気環境への負荷が著しいと認められる地域（告示指定）</p> <p>ベンゼン等 ベンゼンその他の化学物質（規則指定）</p> <p>ベンゼン等排出施設 ベンゼン等の製造、貯蔵、出荷等を行うための施設（規則指定）</p> <p>第四十四条第一項の規定による報告 ベンゼン等排出施設から排出される排出ガス中のベンゼン等の濃度、事業所の敷地境界における大気中のベンゼン等の濃度の測定結果の報告</p> <p>第四十六条第二項の規定による報告 ベンゼン等の排出抑制対策の実施状況の報告</p> <p>第四十五条第一項の規定による届出 ベンゼン等の大気中への排出量を削減するための計画の届出</p> <p>第四十条第一項第一号に掲げる事項 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>第四十条第一項第二号に掲げる事項 事業所の名称及び所在地</p>	<p>【説明】</p> <p>指定工場 特定施設（規則指定）を設置する工場又は事業場</p> <p>有害物質 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（規則指定）</p> <p>第五十三条第一項第二号に規定する項目 水素イオン濃度その他の水の汚染状態を示す項目（規則指定）</p>
<p>5 4</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>第六十二条 特定工場の設置者は、当該特定工場において特定施設の故障、破損その他</p> <p>の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第五十三条第一項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定工場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定工場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならぬ。</p>	<p>(事故時の措置)</p> <p>第六十二条 特定工場の設置者は、当該特定工場において特定施設の故障、破損その他</p> <p>の事故が発生し、有害物質又は油（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第三条の三に規定する油をいう。以下この項において同じ。）を含む水が当該特定工場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならぬ。</p>

新	旧
<p>1</p> <p>（ばい煙量又はばい煙濃度の測定）</p> <p>第十七条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>（有害ガスの量又は濃度の測定）</p> <p>第三十六条 有害ガス排出者は、規則で定めるところにより、当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの量又は濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>（排出水の汚染状態の測定等）</p> <p>第六十一条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>第二百二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第十七条、第三十六条又は第六十一条第一項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者</p> <p>2</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第十六条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあるとき、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第三十五条 知事は、有害ガス排出者が、その有害ガスの量又は濃度が排出基準に適合しない有害ガスを継続して排出するおそれがあるとき、その者に対し、期限を定めて当該有害ガス発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該有害ガス発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>	<p>（ばい煙量又はばい煙濃度の測定）</p> <p>第十七条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>（有害ガスの量又は濃度の測定）</p> <p>第三十六条 有害ガス排出者は、規則で定めるところにより、当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの量又は濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>（排出水の汚染状態の測定等）</p> <p>第六十一条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p> <p>第二百二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第十六条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>（改善命令等）</p> <p>第三十五条 知事は、有害ガス排出者が、その有害ガスの量又は濃度が排出基準に適合しない有害ガスを継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害ガス発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該有害ガス発生施設に係る有害ガスの処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該有害ガス発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>